

(8) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成30年9月4日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(一部負担金) 第4条 略 2 略	(一部負担金) 第4条 略 2 略

3 前条第2項第3号の一部負担金の額は、保険医療機関又は訪問看護事業所ごとに、入院給付にあっては、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第43条第1項第1号ホ又は第2号ホ若しくはヘの規定による認定を受けている者その他の規則で定める者（第5項に規定する者を除く。）が同一の月に同一の保険医療機関において入院給付を16日以上受けたときの16日目以降の入院給付を除き1日につき1,200円、外来給付又は訪問看護療養給付にあっては、同一の月に同一の保険医療機関又は訪問看護事業所において外来給付又は訪問看護療養給付を5回以上受けたときの5回目以降の外来給付又は訪問看護療養給付を除き1日につき530円とする。

4～6 略

3 前条第2項第3号の一部負担金の額は、保険医療機関又は訪問看護事業所ごとに、入院給付にあっては、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第43条第1項第1号ホ又は第2号ハ若しくはニの規定による認定を受けている者その他の規則で定める者（第5項に規定する者を除く。）が同一の月に同一の保険医療機関において入院給付を16日以上受けたときの16日目以降の入院給付を除き1日につき1,200円、外来給付又は訪問看護療養給付にあっては、同一の月に同一の保険医療機関又は訪問看護事業所において外来給付又は訪問看護療養給付を5回以上受けたときの5回目以降の外来給付又は訪問看護療養給付を除き1日につき530円とする。

4～6 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。